

サステナビリティ／CSR特講 November 2024 実務のポイント解説

サステナビリティ保証の現況と今後の展望

お問い合わせ先：tfukushima@SusA.co.jp

2024年11月25日

(株)サステナビリティ会計事務所 SusA

サスティービー・コミュニケーションズ(株) SusTB

代表取締役 福島隆史

お話の前提

企業取り組みの共通項についてお話しします。
決して特定企業のお話しではありません。

お客さま企業 約150社・グループ



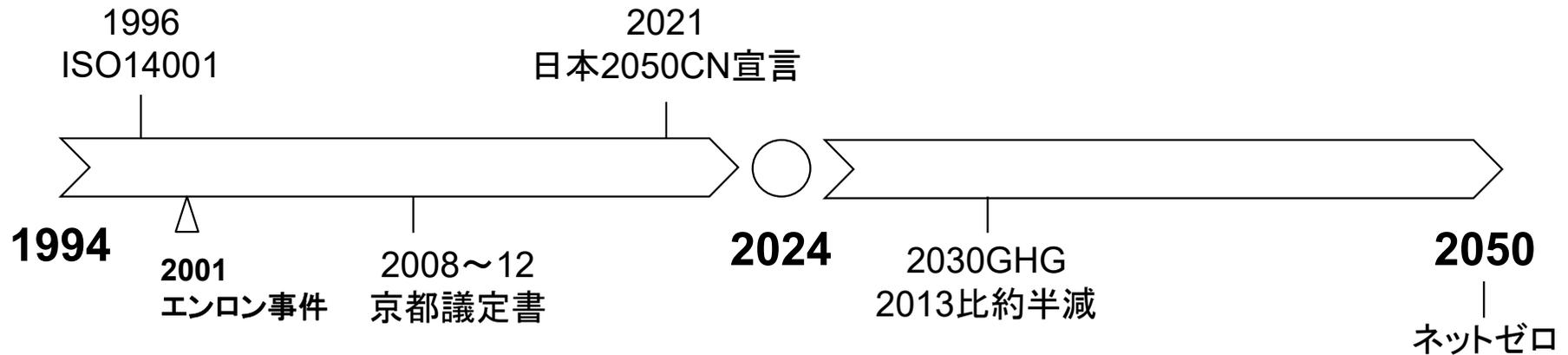
SusA



グローバル企業グループの皆さまからご紹介などによりご指名をうけ、
第三者保証や、コンサルティングを展開しています。

- ✓ 非財務指標の第三者保証
- ✓ サステナビリティ経営現状分析・中期ロードマップ策定
- ✓ 外部評価向上支援
- ✓ 人権DD対応支援
- ✓ レポート企画・コンテンツ決め支援 etc

ふりかえると、約四半世紀。



(私事で恐縮ですが...)

某顧客企業への
EMS構築関与(1994)※

某ISO審査機関設立前
欧州調査参加(1995)

某監査法人
環境マネジメント部へ移籍(1998)

(エンロン事件で主要顧客ロストを経験)

(株)サステナビリティ会計事務所 設立(2006)

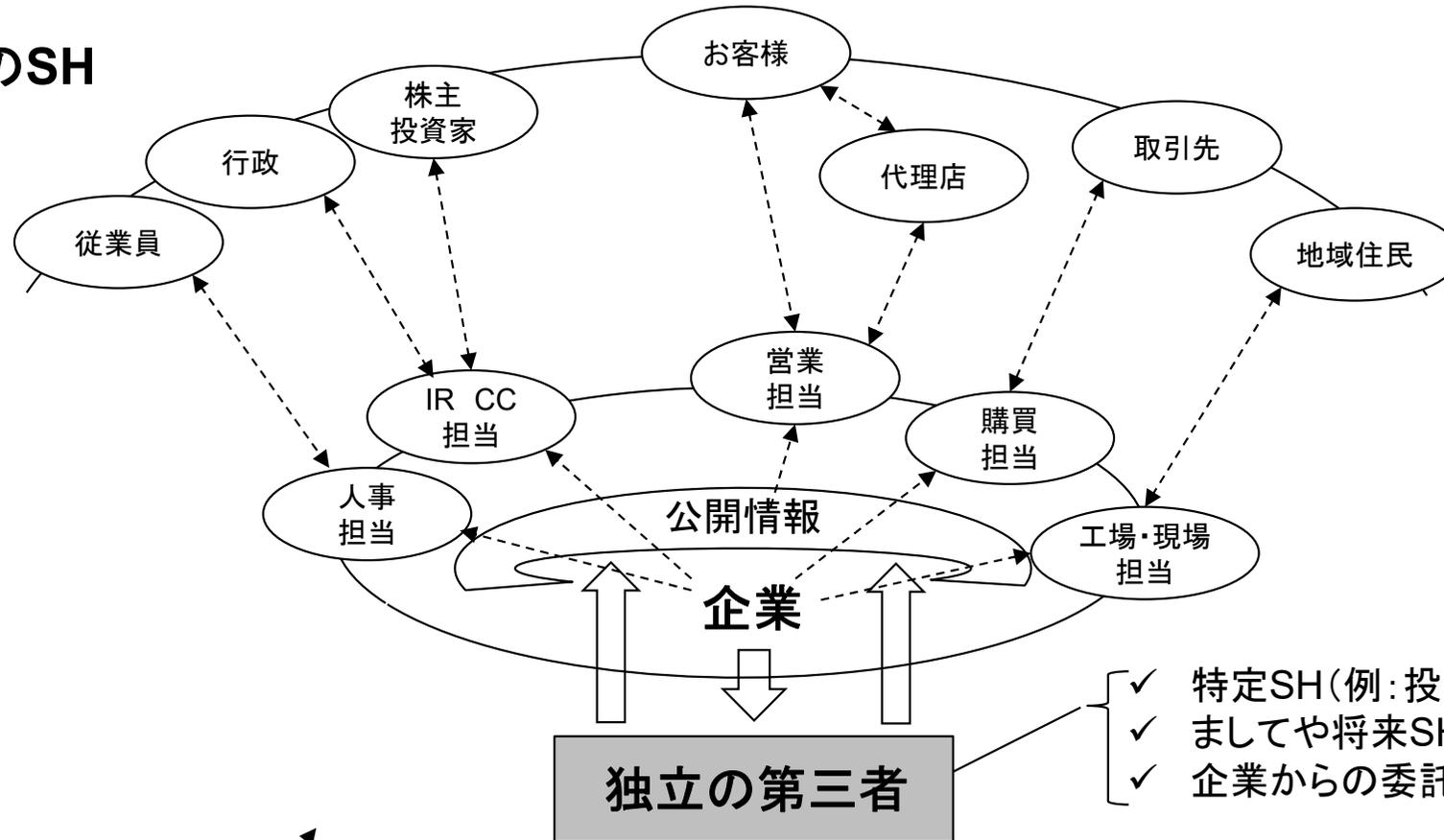
サスティビー・コミュニケーションズ(株) 設立(2008)

※理系出身異端CPAとしての先見

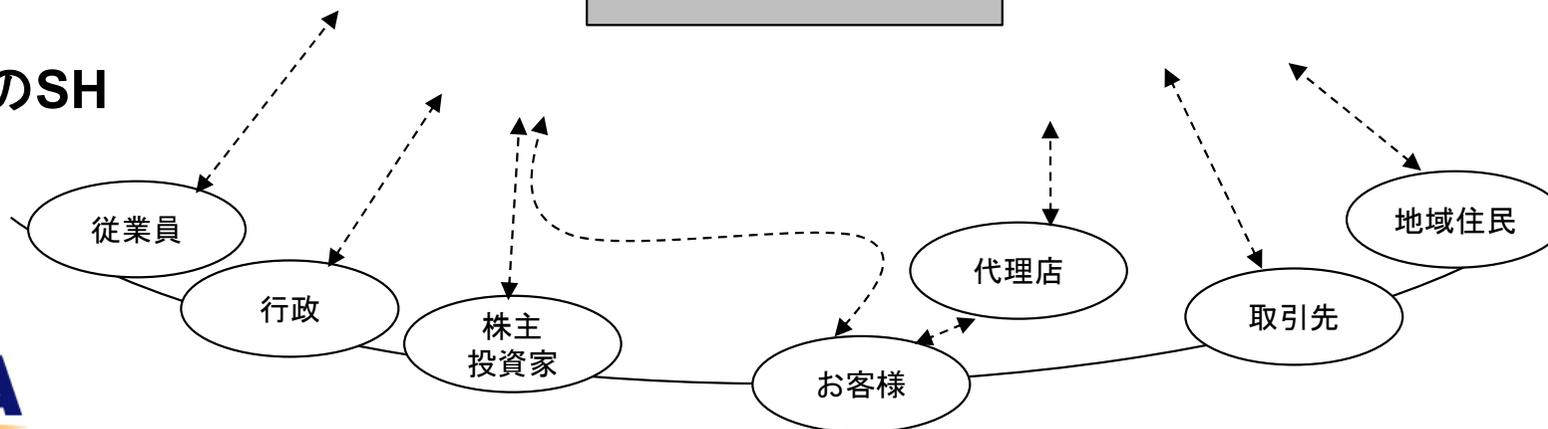
監査法人入所2年目、所属していたIPO中心の監査部門内にて、
将来、有報への環境情報掲載、監査領域拡大での会計士の社会貢献拡大を説く。

独立の第三者 位置付け

現在のSH



将来のSH



企業ご担当者 と 第三者保証提供者

共通の思い：
適切な情報開示を実現したい！

企業ご担当者



第三者保証提供者

委託

課題：
集計開示を始めたばかり。
対応人員不足。

課題：
需要急増への対応。
非財務審査新人が多い。

さまざまに協力が必要

よい審査の5つの心得(弊事務所内で説いていること)

- T字型審査
- 早食いの徹底
- 重箱の隅は突かない
- 実質の目的を常に忘れない
 - ✓ 適切な情報開示の実現
 - ✓ (現時点で形式的独立性を強調しすぎない)→IESBA※もその方向では。
- 絶対No! “es”

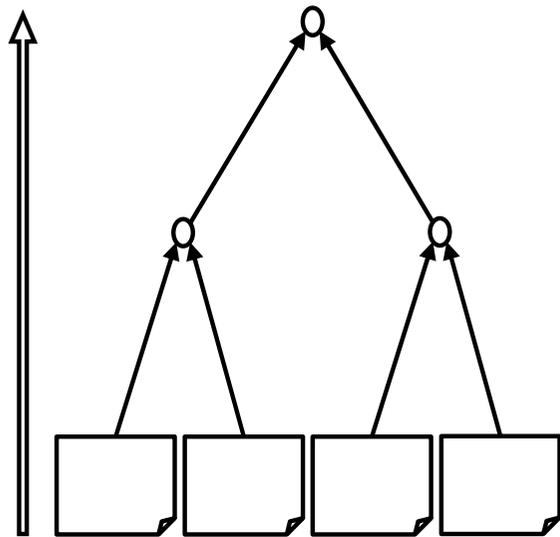
※国際会計士倫理基準審議会

受審企業ご担当者にもご協力いただきたいです。

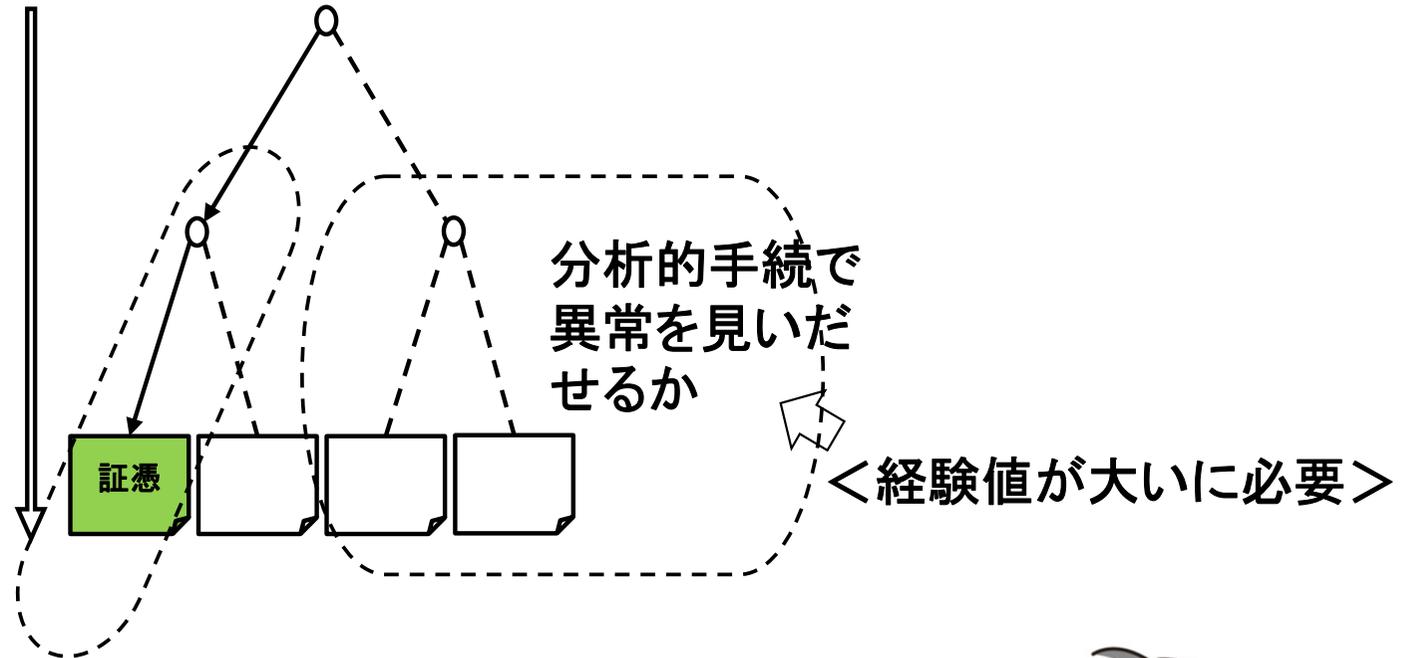


加えて、非財務審査でのポイント+α

会社側の集計



審査側の試査



ボリュームゾーン

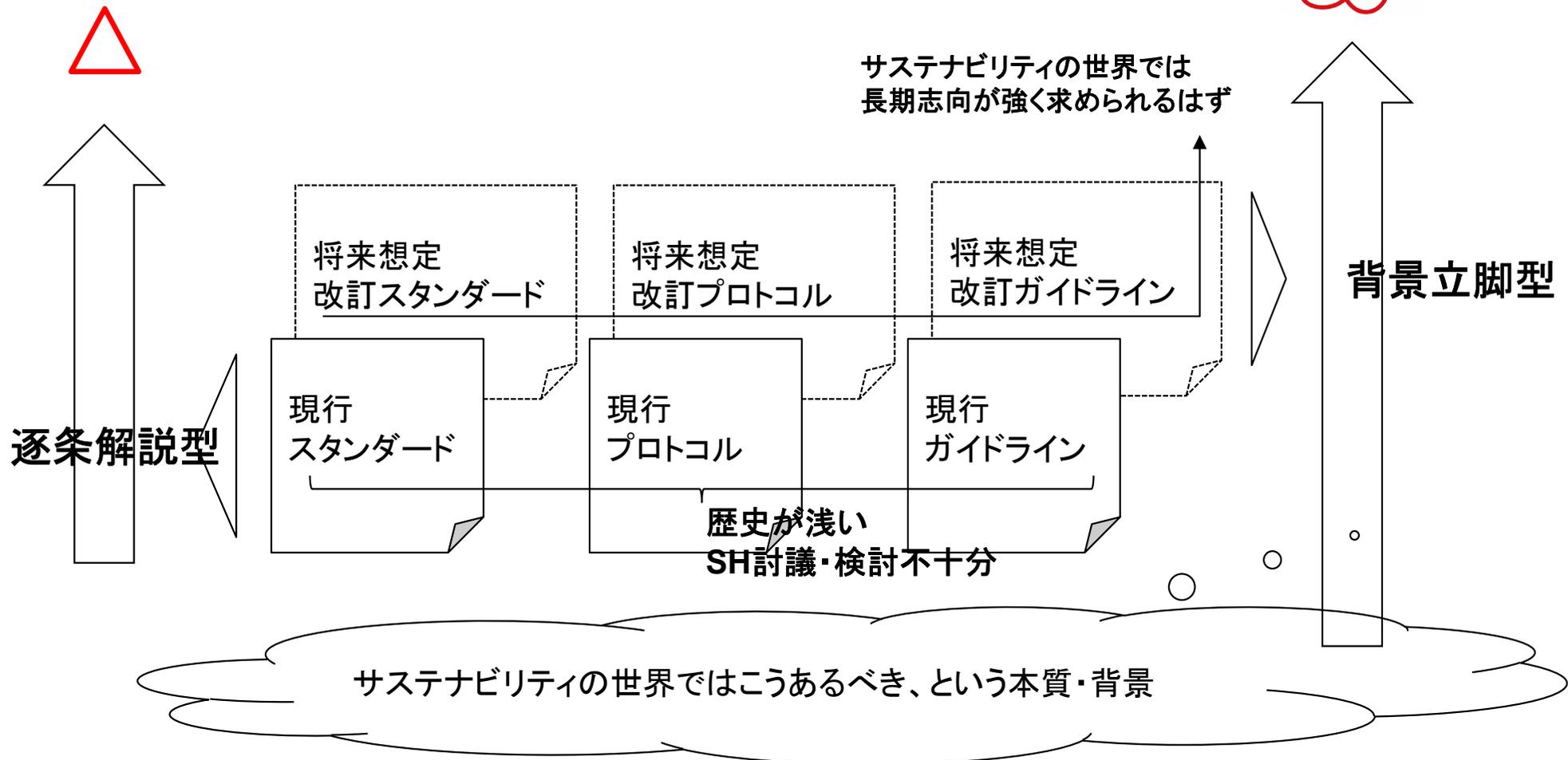
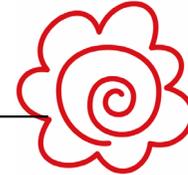
<減少傾向あり>



指摘事項・アドバイスとしての、ありがたいレベル

顧客

会計士が財務監査で実践しているレベル



審査における他山の石(私が出会った具体例)

- ISO審査で起きたこと
 - ✓ 大手製造品質管理出身審査員が金融窓口担当者に語った一言・・
- 最近、SBT審査で起きていること
 - ✓ 客先でのGHG排出量が測定できているのに(次頁参照)・・
 - ✓ 自動車搭載部品なのに・・
 - ✓ 直近M&Aした企業GHGを過去基準年において加算すべき・・
- 今後の非財務指標の第三者審査で起こるかもしれないこと?
 - ✓ ??

└企業ご担当者意見を踏まえ課題認知し、謙虚に改善していけるか

審査員にとっての必要要件→“センス”

非財務指標の第三者審査が、
今後社会に末永く根付き続けるために。

例: Scope3 カテ11の計算

【カテゴリ11】

関連カテゴリ: 13

同じ製品を販売とリースで提供しているが算定方法の違いは？

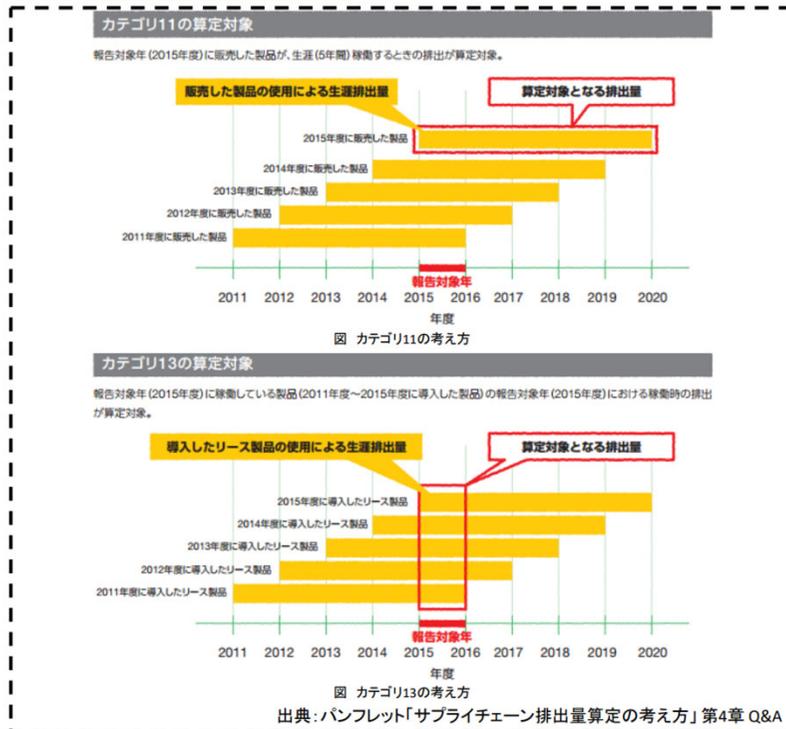
基本ガイドライン: II-40~42、45~46ページ参照、パンフレット: 19ページ参照

Q カテゴリ11「販売した製品の使用」、カテゴリ13「リース資産(下流)」は、いずれも自社製品の使用時の排出量を対象としているが、算定方法にどのような違いがあるのか？

A それぞれのカテゴリに該当する活動は以下の通りです。

- カテゴリ11: 報告対象年に販売した製品の生涯での稼働による排出
- カテゴリ13: 報告対象年にリースで賃貸する製品の1年間での稼働による排出

例えば、報告対象年を2015年度、製品の稼働年数を5年とした場合のカテゴリ11とカテゴリ13の算定対象は以下の通りです。



懸念

- ✓ 製品保証等で市場提供累積がわかっているも？
- ✓ ユーザーサイドの削減取組が反映できない
- ✓ そもそも当該ターゲット年で、削減できていない
- ✓ 最新型で計算可能ゆえ、企業側にとって有利

審査員の力量

例：サステナビリティ担当者と議論、ご納得いただく、力量の確保。



資料 頁構成

- ◆ 審査現場から見えてくる課題 P11
- ◆ 長期関与での留意点の例 P19
- ◆ 有報へのサステナビリティ掲載課題 P23

非財務指標の第三者保証 その方向性 P29

審査現場から見えてくる課題1/8 正確性

確たるエビデンスがないと、審査に通らないのでは・・・

測定できない。
0

いつの日か、
わかる真値

ここらへんかな・・・

保証報告書の掲載数値が
将来改訂されるのは・・・

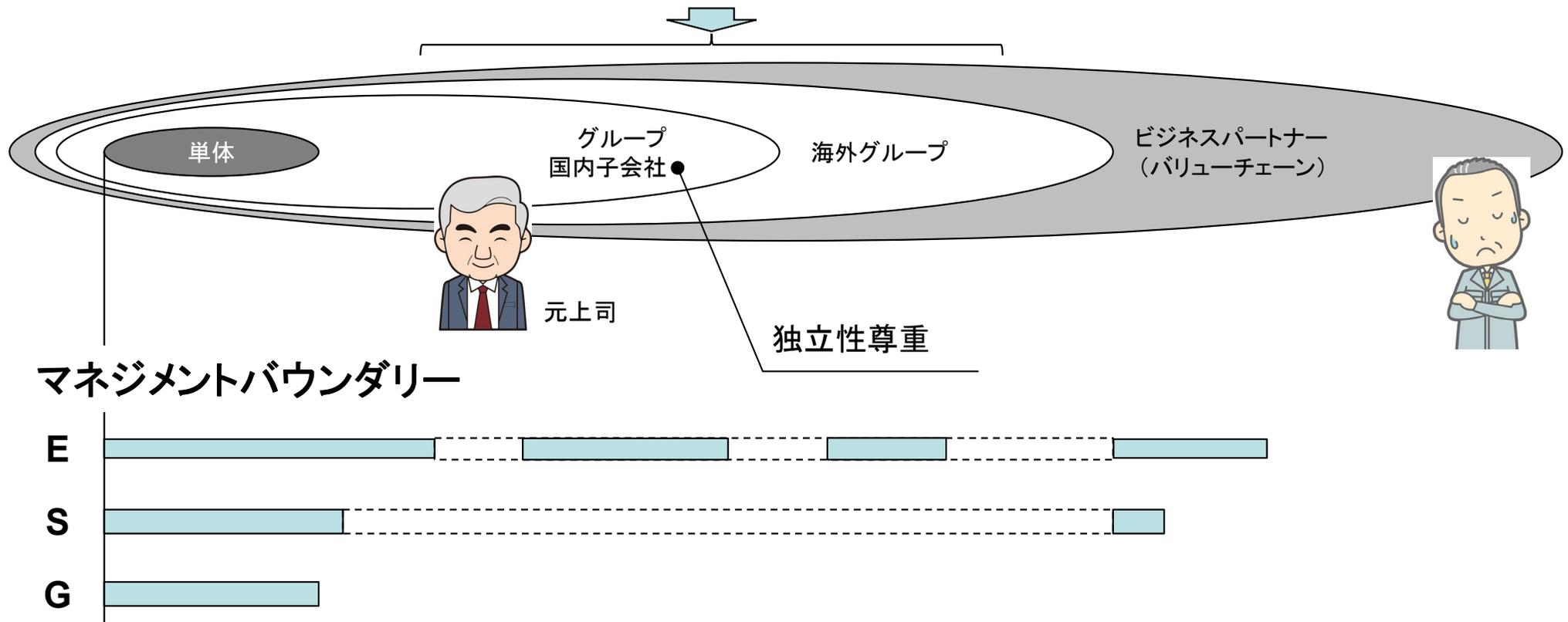
(審査対象範囲や有効桁数
で対応していく)

もちろん、あまりにも適当な推定もダメ。
どうすれば、妥当な推定ができるか・・・



審査現場から見えてくる課題2/8 網羅性

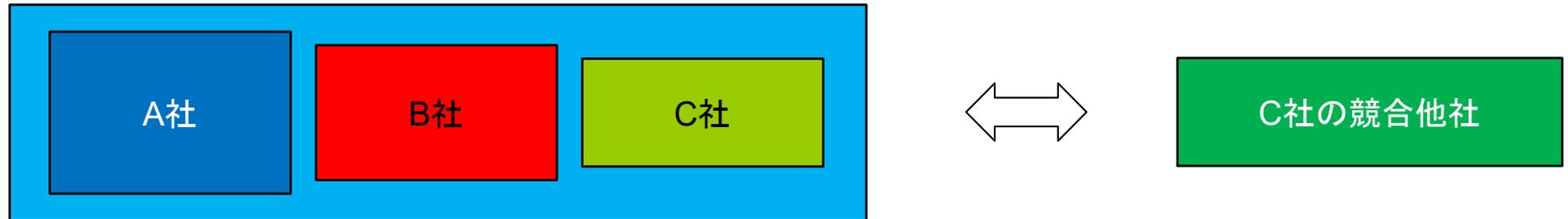
取引先、パートナーへの取り組み範囲拡大が求められている状況下、
グループ展開が不十分という状況はすみやかに解消を目指す



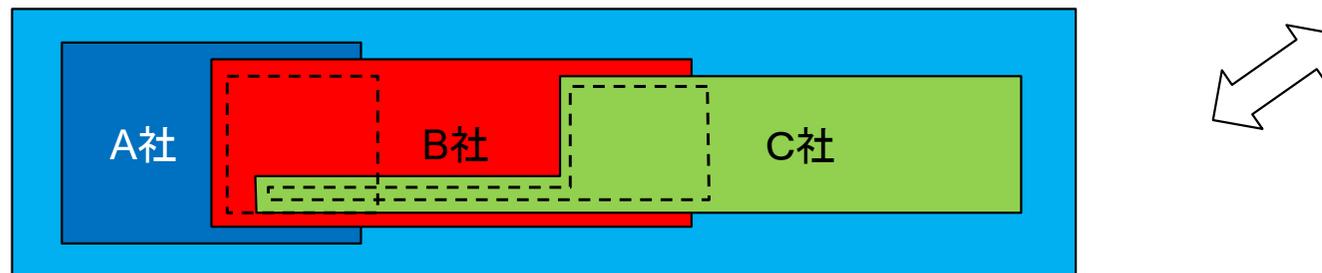
開示指標ごとに全てバウンダリーが異なるということも、よくあること。
どこまで厳密な開示を求めるか。

連結相殺の必要性

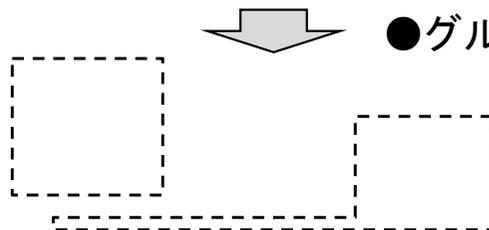
●グループ構成要素としてのGHG計上



●各々ビジネス遂行上必要なGHGを計上



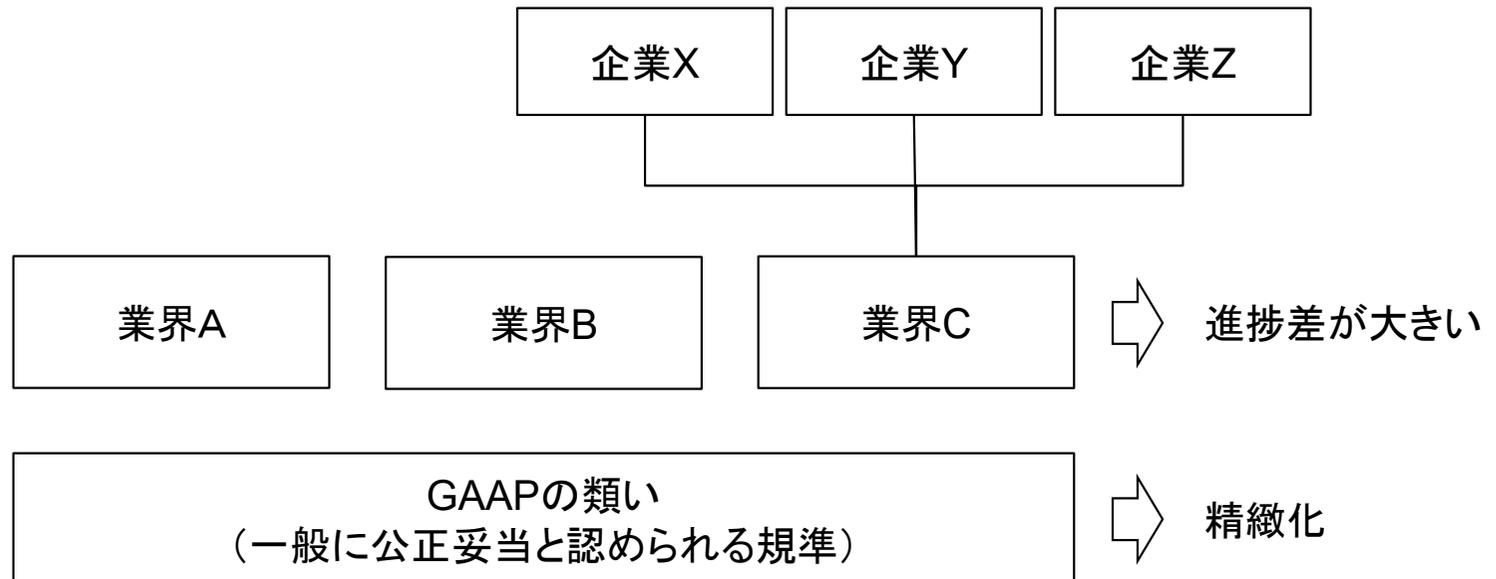
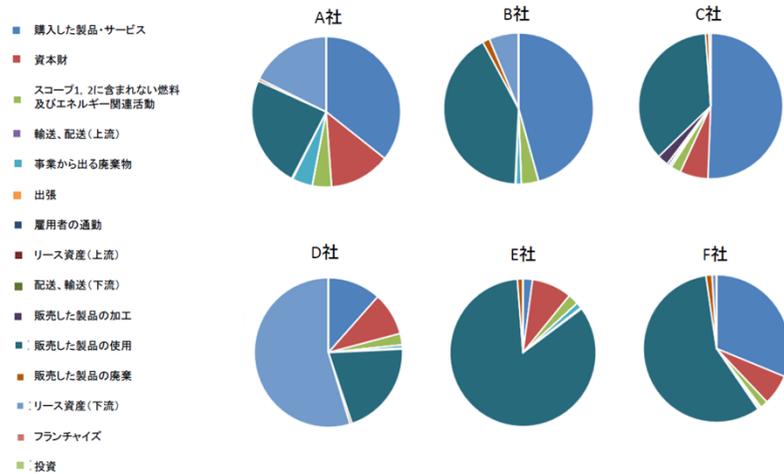
●グループ集計上、重なり分を相殺



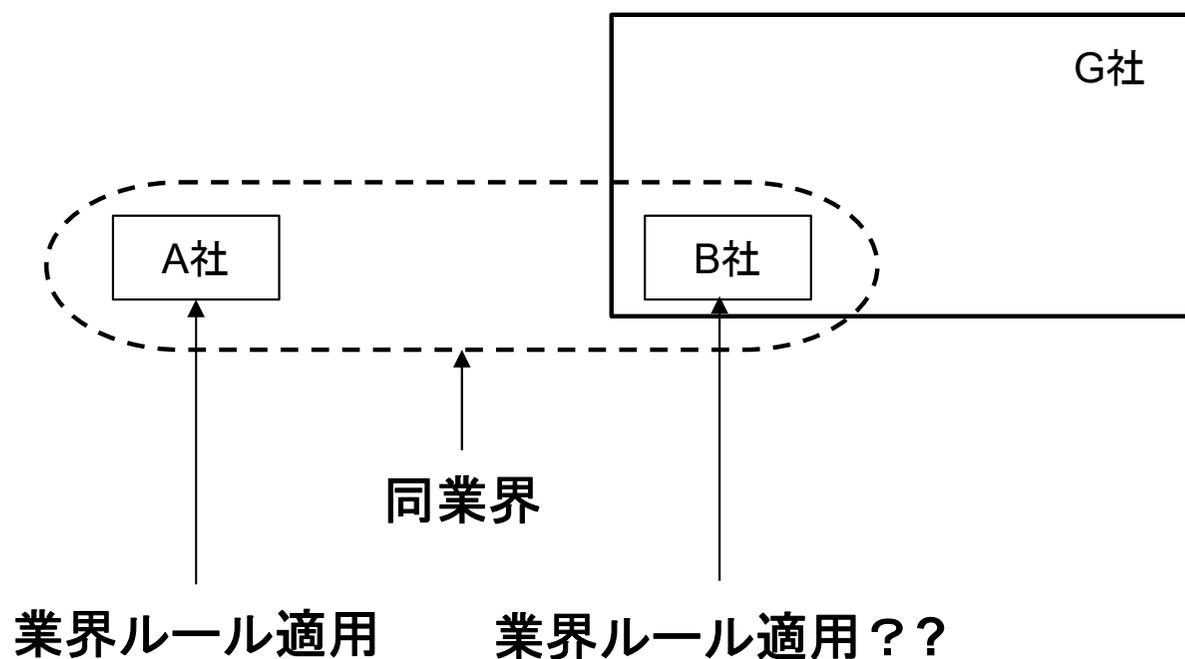
GHG重要性の高まりを受け、
連結相殺レベルの要請は、
きっとすぐにやってくる。

審査現場から見えてくる課題4/8 業界ルールの必要性

例:ある業界のScope3カテゴリー比率

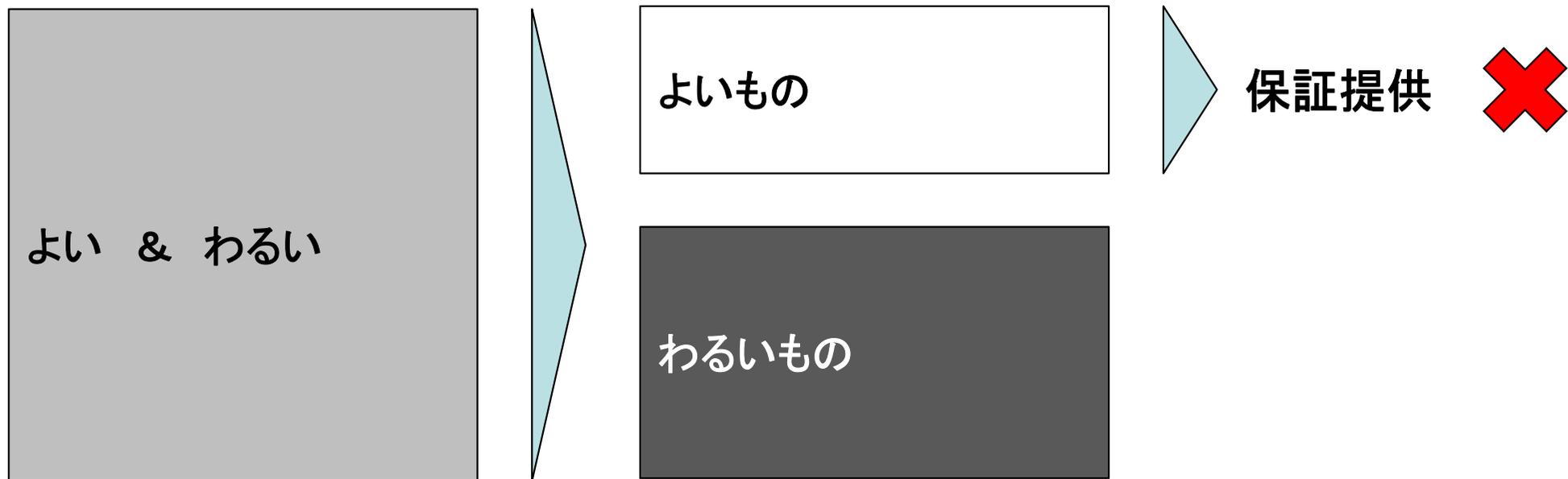


審査現場から見えてくる課題5/8 業界ルールของกลุ่ม適用



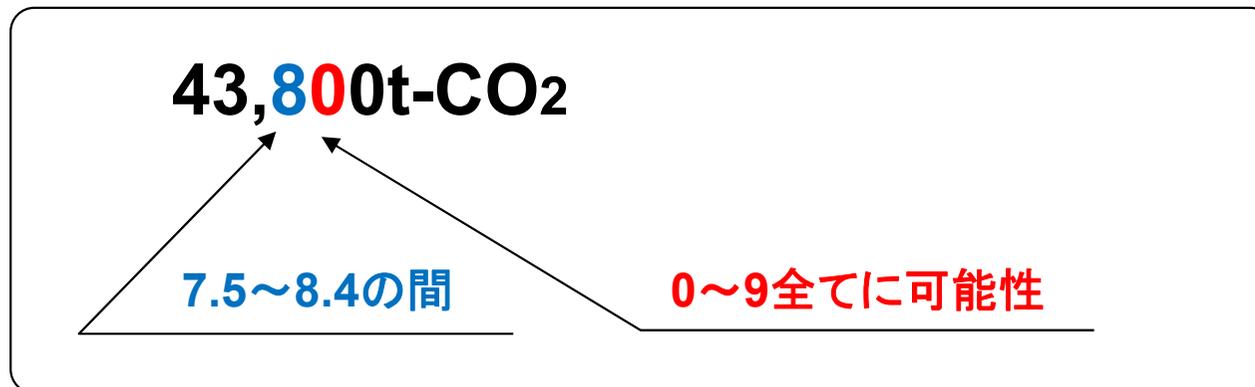
G社の連結子会社のB社(A社と同規模)は、業界ルール適用の上でG社連結に組み込むべきか、否か。

審査現場から見えてくる課題6/8 マスバランス方式



審査現場から見えてくる課題7/8 付)有効桁数1/2

- 電力使用量100百万kWhを全国全電源平均係数0.438kg-CO₂/kWhを使用しGHG排出量を計算すると、単純には43,800t-CO₂と算出される。
- 実際に使用している係数の0.438 kg-CO₂/kWhは0.4375~0.4384 kg-CO₂/kWhの間の数値と解釈できるため、計算結果の真値は43,750t-CO₂~43,840t-CO₂の間に存在することになる。



- 43,800t-CO₂ではなく、例えば43.8千t-CO₂のように表記すべき。

審査現場から見えてくる課題8/8 付)有効桁数2/2

SSBJ案に提出したSusAコメント

| 提出者 | No. | 質問 | コメントの前提 | コメント（賛成・反対の理由や具体的な代替案をご記載ください） |
|-------------------|-----|---|---------|---|
| 株式会社サステナビリティ会計事務所 | 2 | 質問11（その他） 公開草案の略称及び項番号「第○項」 「BC○項」を記入ください | ③①及び②共通 | <p>気候基準案第50項、BC105項 上記項目について、有効桁数に関する基本から、記載内容の見直しを求める。 気候基準案第50項の現行案には、「この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。」とあり、前文からの文脈から、スコープ1,2,3における表示単位を揃えることを求めているものと解釈できる。しかし、たとえばスコープ2が100t-CO₂、スコープ3が10百万t-CO₂といった企業は多く存在する。ここで、スコープ2の開示単位に合わせ、スコープ3を10,000,000t-CO₂と表示するのは、有効桁数の観点から明らかに誤りである（0は、0として意味を持つ数字である。）し、スコープ3の開示単位に合わせ、スコープ2を0.0001百万t-CO₂と表示することも解釈が一般に難しくなりミスマッチを生むであろう。 さらにBC105項には、「この場合、少なくとも桁数が大きい方から3桁について表示しなければならない」とあるが、この標記だと、多い桁数開示をすることがさもありまいかのような誤解を生む。GHG排出量の計算において使用される係数の多くが有効桁数3桁であり、その乗算として計算されるGHG排出量も有効桁数3桁が限界であることから、そもそもGHG排出量は有効桁数3桁までとするのが適正な開示である。 ゆえに代替案としては、気候基準案第50項「この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。」については削除、BC105項の「この場合、少なくとも桁数が大きい方から3桁について表示しなければならない」は、「桁数が大きい方から3桁を表示しなければならない」と改訂されることについて検討願う。</p> |

長期関与での留意点の例1/4 総量と原単位

経年

業容拡大

主張しがち

総量増加抑制

原単位低減

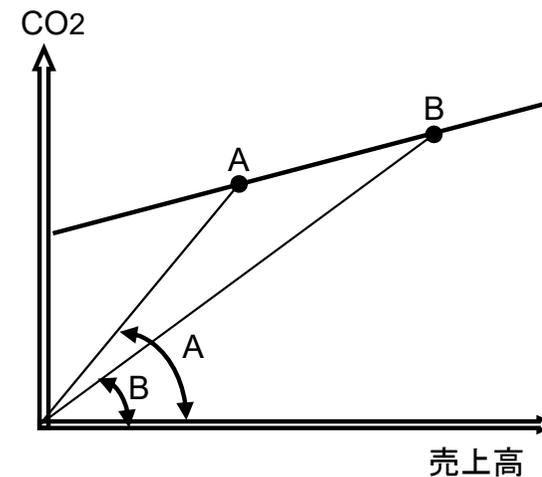


業容縮小

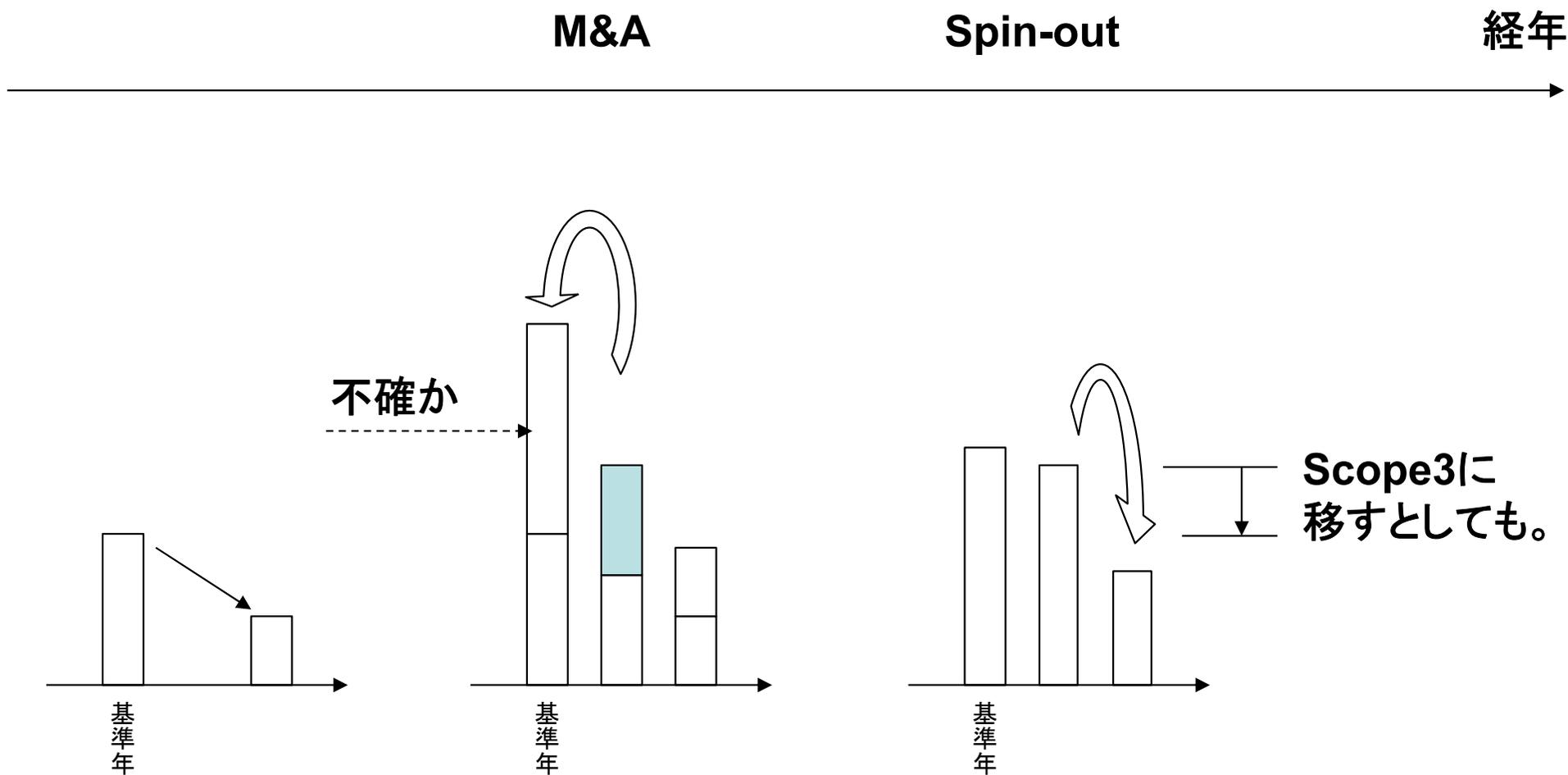
主張しがち

総量低減

原単位増加抑制



長期関与での留意点の例2/4 M&A・スピナウト

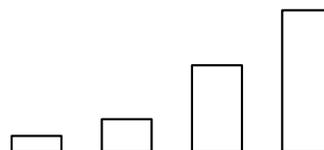


長期関与での留意点の例3/4 プロダクトミックス変化

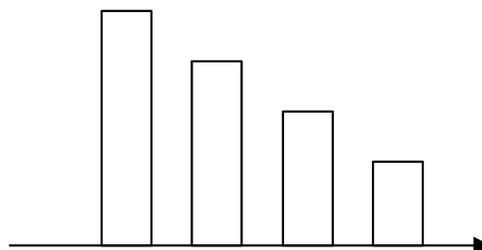
経年

Product mix 変化

基準年には小さかった、
新たな製品群

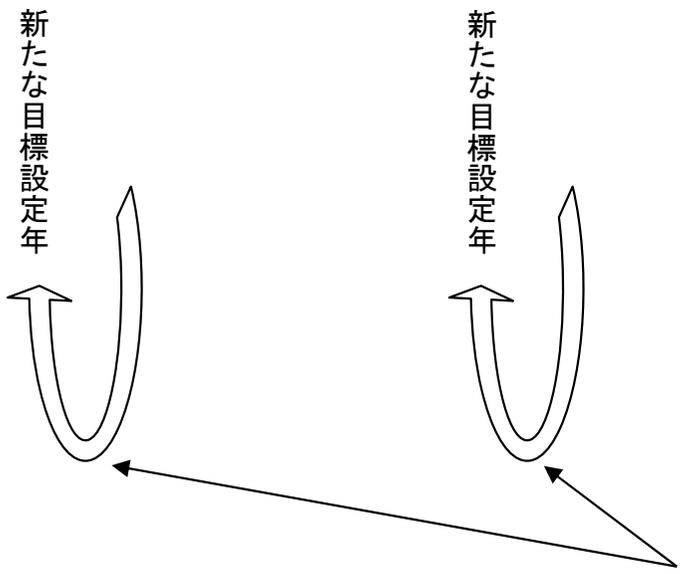
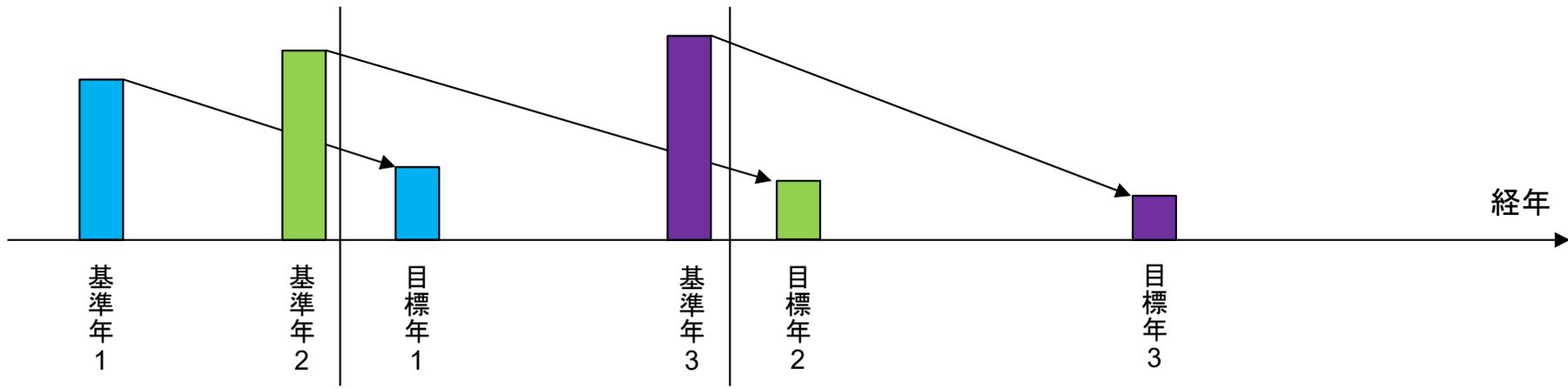


網羅性が重要なのは理解しつつ、
管理できないので外したまま。

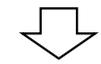


基準年

長期関与での留意点の例4/4 新目標の設定



目標年より手前で、新たな目標を設定。



目標に対する達成総括がおざなりに。

有報へのサステナビリティ掲載課題1/6 人的資本開示1/2

「従業員の状況」における多様性に関する指標の記載イメージ

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書において、多様性に関する指標を追加(2023年3月期から適用)
- 女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書においても開示が求められる

有価証券報告書における多様性に関する指標の記載イメージ

| 指標を公表した連結子会社(※1) | 提出会社及び連結子会社 | 管理職に占める女性労働者の割合 | 男性の育児休業等取得率(※2) | 男女の賃金の格差 | | | 任意の追加的な記載欄(※3) | | |
|------------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------|-------------|----------------|-------|-------|
| | | | | 全労働者 | うち正規雇用労働者 | うちパート・有期労働者 | | | |
| | | | | 提出会社 | xx.x% | xx.x% | | xx.x% | xx.x% |
| 連結子会社A | xx.x% | xx.x% | xx.x% | xx.x% | xx.x% | | | | |
| ⋮ | | | | | | | | | |
| 任意 | 連結グループ | 管理職に占める女性労働者の割合 | 男性の育児休業等取得率(※2) | 男女の賃金の格差 | | | 任意の追加的な記載欄(※3) | | |
| | 全労働者 | うち正規雇用労働者 | うちパート・有期労働者 | 提出会社(連結グループ) | xx.x% | xx.x% | xx.x% | xx.x% | xx.x% |

(※1)「従業員の状況」に記載しきれない場合は、主要な連結子会社のみを「従業員の状況」に記載し、それ以外を有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することも可能
 (※2)女性活躍推進法に基づき雇用管理区分ごと(正規、パート等)の男性の育児休業取得率を公表した場合、有価証券報告書においても雇用管理区分ごとの実績を記載する。また、育児・介護休業法に基づく指標を公表する場合は、育児休業等、又は育児休業等+育児目的休暇の、どちらの取得割合であるかを記載
 (※3)数値の背景、各社の取組み、目標をより正確に理解できるよう、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能
 (※4)連結グループで記載する際に、海外子会社を含めた指標を記載するなど女性活躍推進法等と定義が異なる場合には、その指標の定義を記載する

金融庁の考え方

女性管理職比率等については、DWG報告にて提言されたように投資家の投資判断にとって有用である連結ベースでの開示に努めるべきである一方、女性活躍推進法等では個社の数値が求められていることから、個社としてのデータも有用であるとの意見もあります。

また、連結ベースでの開示を求めることについては、海外子会社を有する場合における企業負担や情報の有用性の観点も考慮する必要があります。

これらを踏まえ、今回は、プリンシプルベースのガイダンスである開示原則において、連結ベースの開示に努めるべきである旨を明記しています。

→ 個社表示(歯抜け)だと、全体像が見えない。

グループベースが任意扱いでは、指標の目指す方向性に沿った確認ができない。

↓
グローバル地域別表示をしないと、意味がないのでは？

有報へのサステナビリティ掲載課題2/6 人的資本開示2/2

事業主の皆さまへ



2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられます。
(令和5(2023)年4月施行)

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

| ① 育児休業等の取得割合 | ② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合 |
|---|--|
| $\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$ | $\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数} + \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$ |

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。
 ・育児休業（産後パパ育休を含む）
 ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

よくあるご質問

Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

赤ちゃんに1分1秒でも早く逢いたくて、
会社を休んで病院に駆けつけた！

分子に+1名カウント。



そもそも分子・分母の対象が異なる。

男性育児休業取得率イメージと、
乖離してしまっている・・・。
それを有報に開示してしまう怖さ。

有報へのサステナビリティ掲載課題3/6 集計・保証早期化1/2

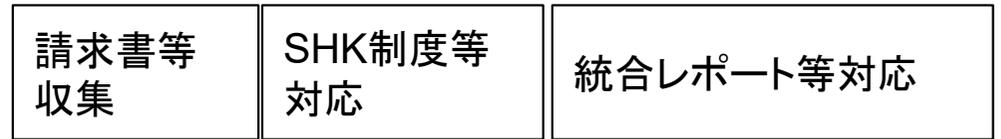
決算末

有報

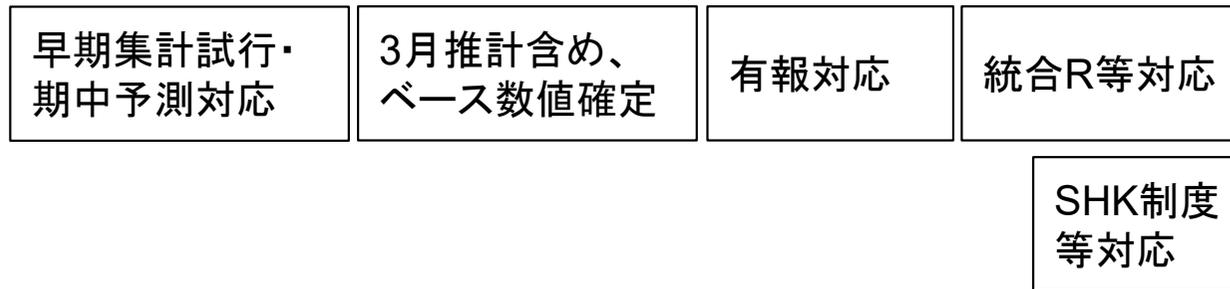
当年



これまで

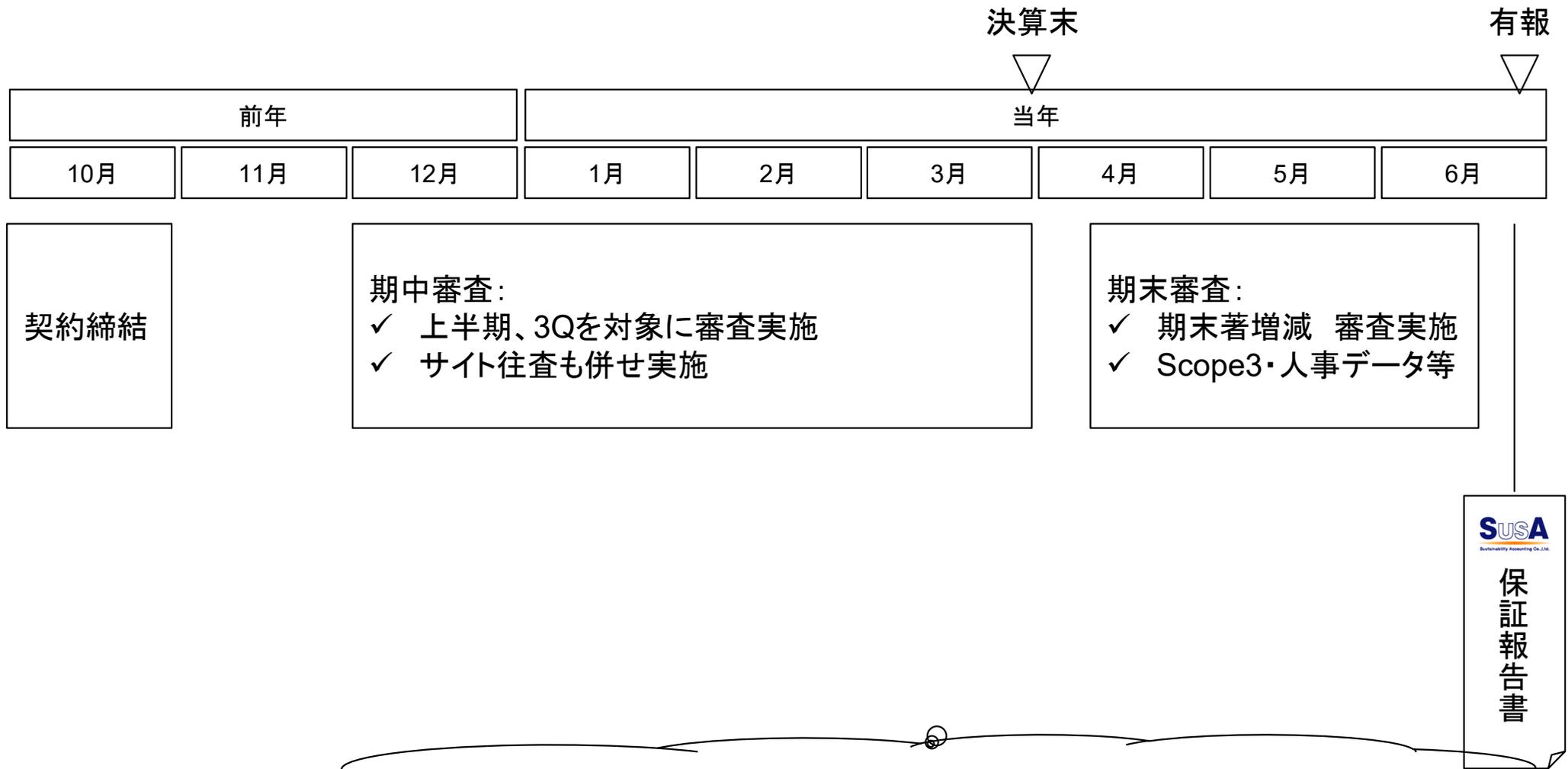


これから



無理！の悲鳴は、『財務はできているのだから』という
現場を知らない方々の一言に、かき消される・・・

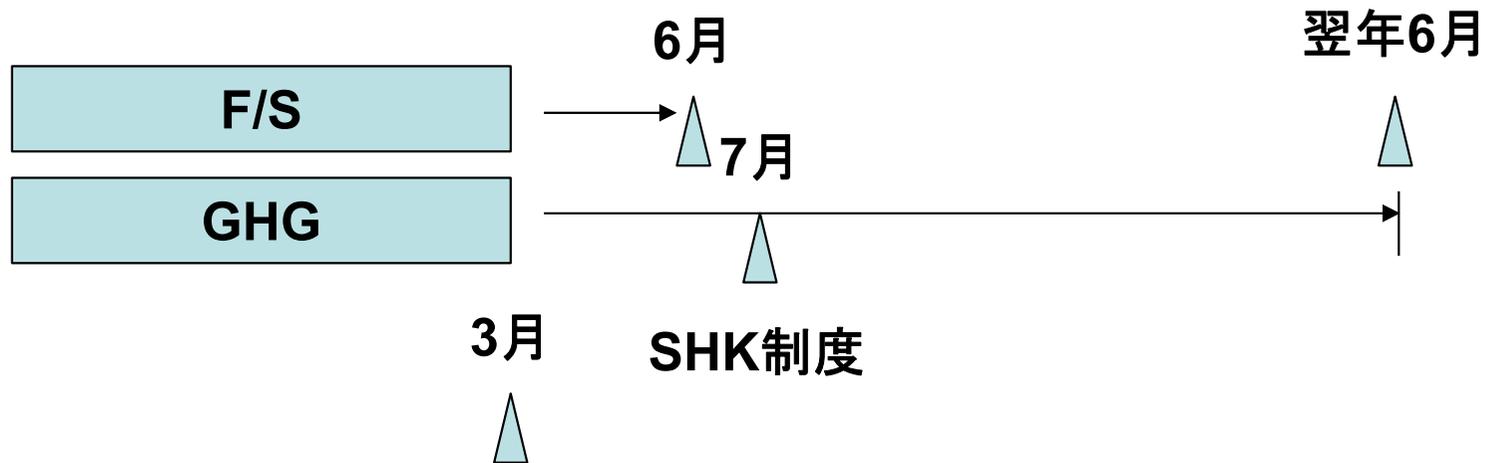
有報へのサステナビリティ掲載課題4/6 集計・保証早期化2/2



既に、役員報酬連動型企業等において始めています。

SSBJ基準(案)の考え方

温対法等に基づき測定したGHG排出量をサステナビリティ関連財務開示においても報告することを選択した場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において当局に提出したGHGデータのうち、直近のものを用いなければならない



SSBJ案に提出したSusAコメント

| 提出者 | No. | 質問 | コメントの前提 | コメント（賛成・反対の理由や具体的な代替案をご記載ください） |
|-------------------|-----|----------------|---------|---|
| 株式会社サステナビリティ会計事務所 | 1 | 質問4（温対法に基づく報告） | ③①及び②共通 | <p>本提案に一部賛成、一部反対する。</p> <p>温対法に基づく温室効果ガス排出量をサステナビリティ関連財務開示においても報告することを選択した場合、温対法において定められる報告のための算定期間のデータを用いてサステナビリティ関連財務開示における温室効果ガス排出量の報告を行うことについては賛成する。</p> <p>一方で、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならないとした点については、反対する。</p> <p>気候基準案第53項が現行案内容となった理由は、開示基準の適用案第69項において関連する財務諸表との同時報告が求められていることについての認識は十分である一方、情報開示を行う企業に過重な負担を掛けることを避けるため、法域の当局が異なる方法を要求している場合、法域の当局が求める方法を用いることを容認していることに由来していると理解している。</p> <p>しかし、企業に過重な負担を掛けないとする配慮は、法域の当局が求める温室効果ガス排出測定の間隔について準用する、とすれば十分で、既に当局に提出したデータであるか否かまでを配慮する必要はない。企業にとっては、有報報告と温対法報告のどちらが先に到来するかの問題でしかない。日本に多い3月決算の企業の場合、これまで温対法の報告のため7月迄に集計してきたものを、有報報告の6月迄に集計することは、確かに新たな負担をかけることにはなるが、過重な負担であるとまでは言えない。しかし当面、集計開示に十分な社内資源を投入できない企業や、1月や2月の決算会社などが、温対法報告を4月や5月に実施するというのは厳しいともいえるだろう。</p> <p>ゆえに代替案としては、同時性の重視を堅持し、基本原則として関連する財務情報との同時開示を求めつつ、報告期間の差異が1年を超えない範囲の開示についてはこれを容認するといった建て付けとされてはいかかが。</p> |

非財務指標の第三者保証 その方向性



https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html

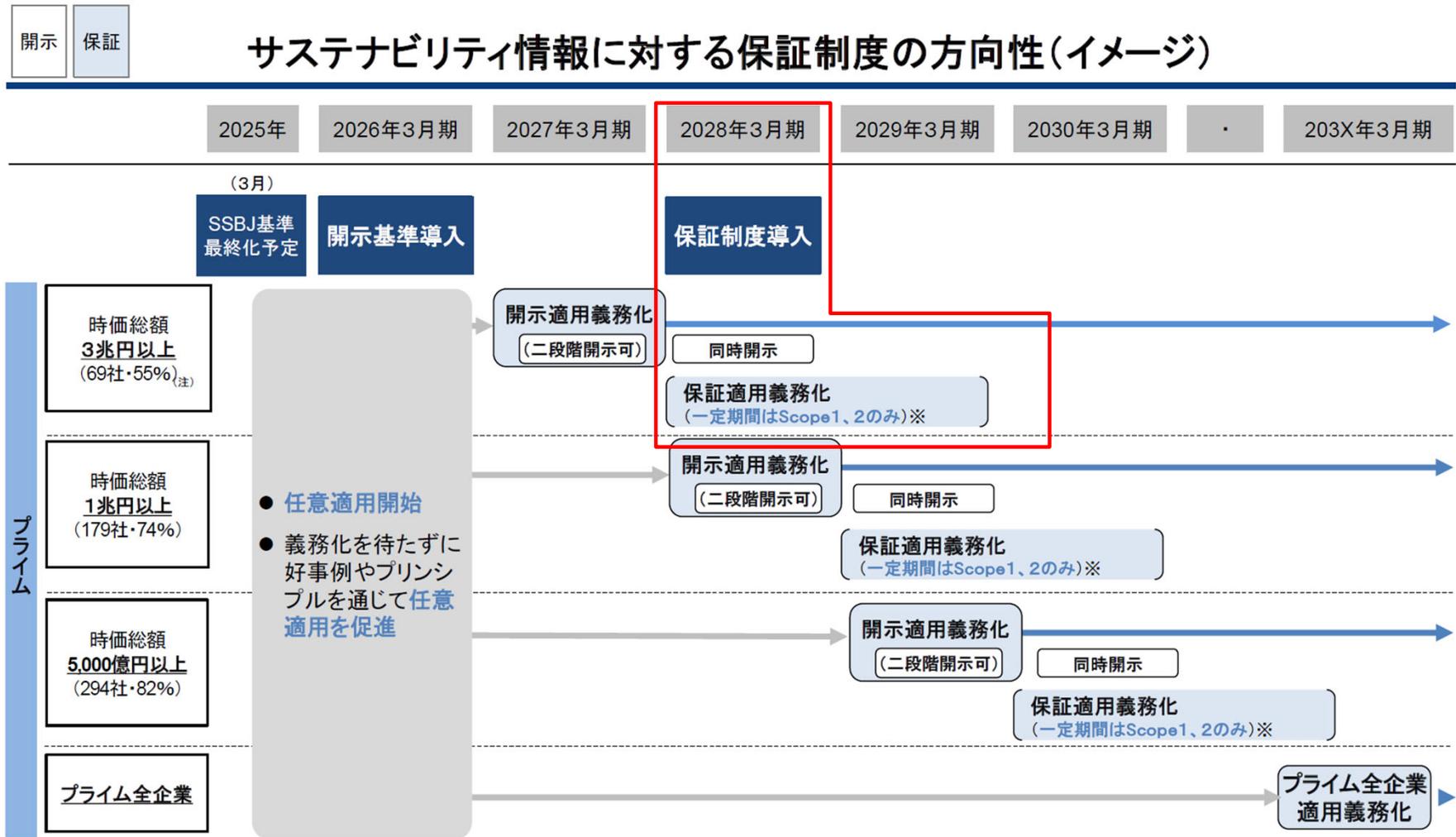
サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

[English](#)

- | | | | |
|-------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 第4回 令和6年10月10日（木） | ▶ 開催通知 | ▶ 資料 | |
| 第3回 令和6年6月28日（金） | ▶ 開催通知 | ▶ 資料 | ▶ 議事録 |
| 第2回 令和6年5月14日（火） | ▶ 開催通知 | ▶ 資料 | ▶ 議事録 |
| 第1回 令和6年3月26日（火） | ▶ 開催通知 | ▶ 資料 | ▶ 議事録 |

（2024年11月18日AM時点）

日本の保証制度導入のイメージ



スタンダード・グロース市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ

○ 保証業務実施者は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者(保証制度導入後一定期間は仮登録で運用)を想定。また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられる

○ 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討

※ Scope 1、2に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討

(注)時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

海外 第三者保証の状況

開示

保証

海外におけるサステナビリティ保証制度に係る検討状況

| 保証導入当初 | フランス | ドイツ(案) | 豪州(案)(注1) | 米国(注1)(注3) |
|------------|---------------------|----------------------|--|-------------------------------|
| 保証範囲 | ESRSに基づく 全ての開示情報 | ESRSに基づく 全ての開示情報 | AASB S2に基づく Scope1、2排出量 ガバナンス 戦略(リスク及び機会)(注2) | 気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量 |
| 保証水準 | 限定的保証 | 限定的保証 | 限定的保証(注2) | 限定的保証 |
| 保証の 担い手 | 監査法人 その他の保証業務提供者 | 監査法人 (財務諸表の監査人のみ) | 監査法人 (財務諸表の監査人のみ) | 監査法人 その他の保証業務提供者 |
| 将来像 | フランス | ドイツ(案) | 豪州(案)(注1) | 米国(注1)(注3) |
| 保証範囲 | ESRSに基づく 全ての開示情報 | ESRSに基づく 全ての開示情報 | AASB S2に基づく 全ての開示情報 (注2) | 気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量 |
| 保証水準 | 合理的保証への 移行を検討 | 合理的保証への 移行を検討 | 合理的保証(注2) | 限定的保証 合理的保証 (大規模早期提出会社) |
| 保証の 担い手 | 監査法人 その他の保証業務提供者 | 監査法人 (財務諸表の監査人のみ) | 監査法人 (財務諸表の監査人のみ) | 監査法人 その他の保証業務提供者 |

(注1) 豪州及び米国における開示義務は、気候関連情報のみ。

(注2) 開示の適用初年度にScope1、2排出量、ガバナンス、戦略(リスク及び機会)に対して限定的保証を開始。2年目にScope1、2排出量に対しては合理的保証を要求するとともに、保証範囲を全ての開示情報(定量・定性情報含む)に拡大し限定的保証を要求。4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求。適用時期については、企業の規模ごとに3つのグループを設け、規模の大きな企業から1年ごとに適用を開始し、2030年7月1日以降開始会計年度までに全てのグループに全ての開示情報の合理的保証を要求。

(注3) Scope1、2の開示対象の大規模早期提出会社及び早期提出会社について、保証導入当初はScope1、2に対する限定的保証を要求。大規模早期提出会社はその後合理的保証に移行。ただし、2024年3月の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。³⁰⁻

第三者審査 国内での実績状況

第4回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

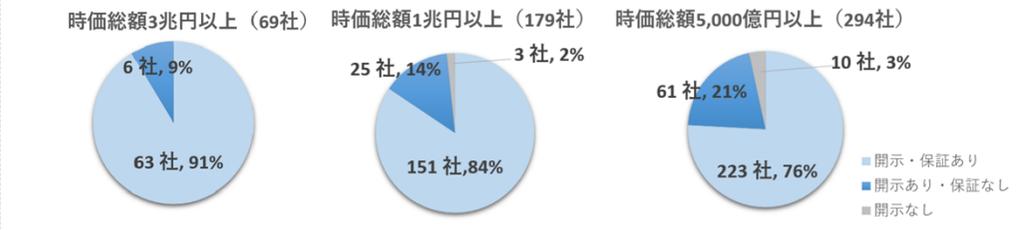
事務局説明資料

開示 保証

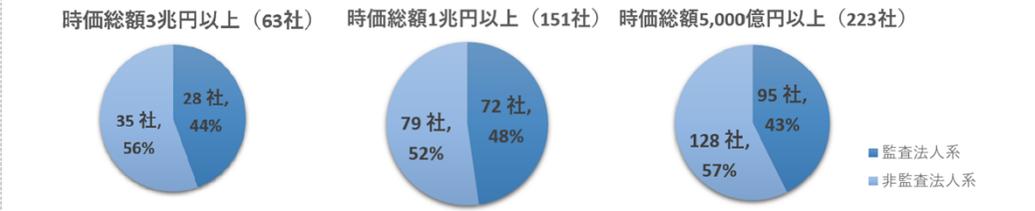
[参考] Scope1、2排出量の開示及び保証の状況 2024年10月10日

- プライム上場企業(時価総額5,000億円以上)における、Scope1、2排出量の任意の開示及び保証の状況は以下のとおり。
- 下記①において「開示・保証あり」とされた企業の全ての保証報告書等には「限定的保証業務」である旨が記載されていた。
※時価総額は2024年2月末時点、開示・保証状況は2024年5月末時点

①開示・保証状況



②保証業務実施者の内訳



※時価総額1兆円以上及び5,000億円以上の社数は累計である。

(出典)調査対象企業の開示書類等をもとに金融庁が作成

- 33 -

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20241010/01.pdf

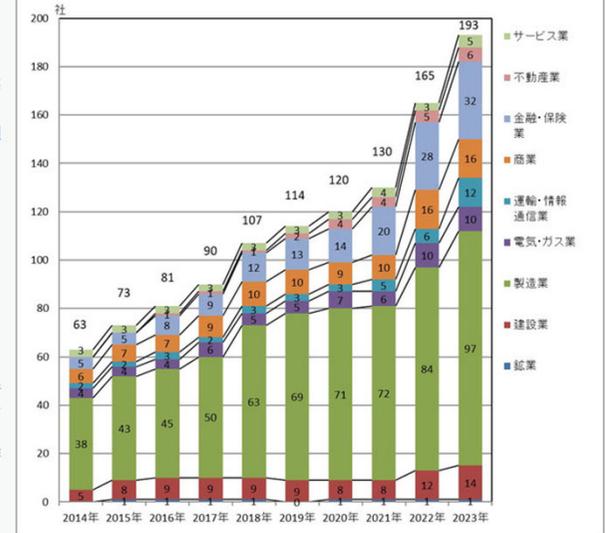
J-SUS審査機関のサステナビリティ報告書等への保証(審査)業務実績

当協会の審査機関(6社)における、2014年～2023年版のサステナビリティ報告書等に対する第三者保証(審査)実績は右のとおりである(当協会調べ、2024年6月13日現在)。

また、日本取引所グループの業種分類(大分類)を用いて分類した結果を以下に示す(非上場企業等については、上場している同業他社の業種を参考に当協会にて分類を行っている。また投資法人は分類されていない為、金融・保険業に含めている)。

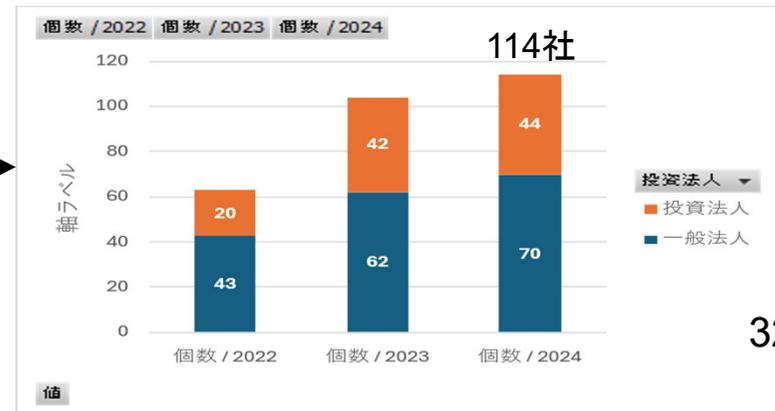
- 同一企業で冊子版とWebサイト版の報告書等の保証(審査)を受けていても1社としてカウントしている。
- 一部の情報のみ(例、GHG情報のみ)を保証(審査)しているものも含んでいる。
- 保証(審査)を受けていることが公表されているものに限っている。

J-SUS審査機関のサステナビリティ報告書等への保証(審査)業務実績推移(当協会調べ、2024年6月13日現在)

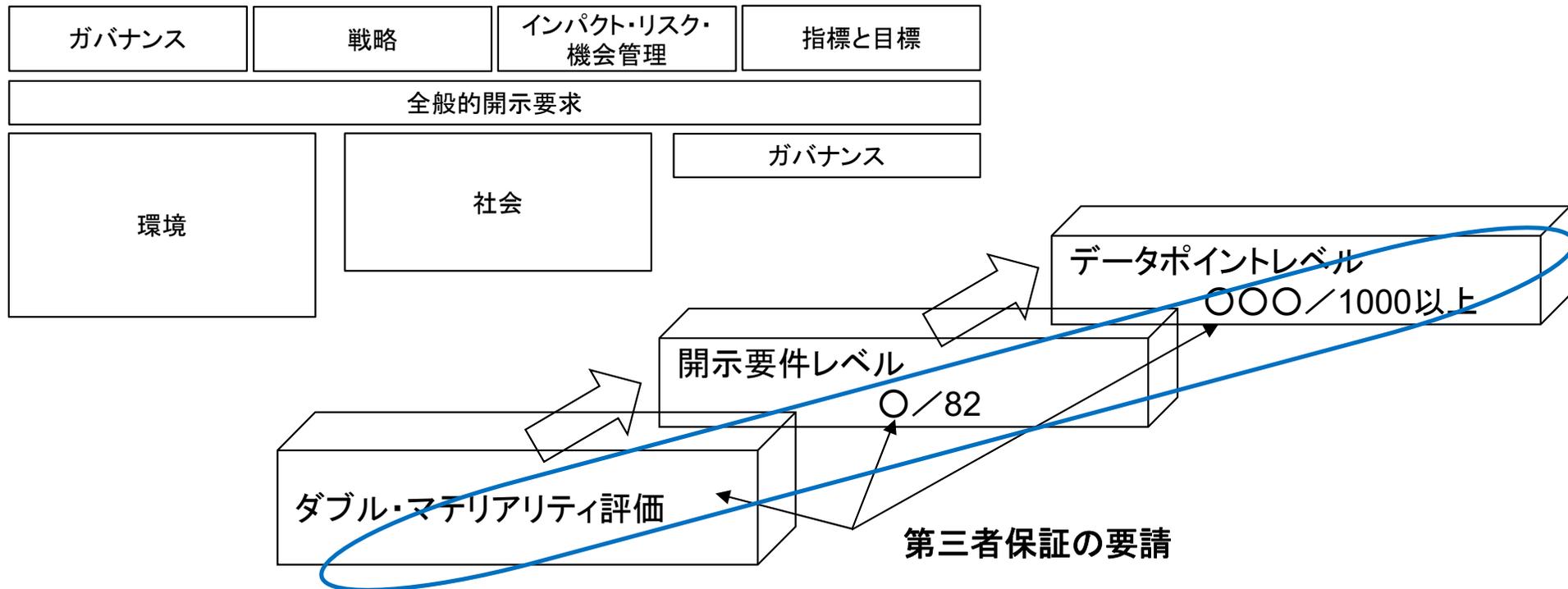


<https://www.jsus.org/ホーム/j-susの実績/>

(株)サステナビリティ会計事務所 第三者保証推移



欧州発CSRD対応の保証が始まっている！



「CEAOB guidelines on limited assurance on sustainability reporting」(2024年9月末公表)
保証提供者は企業の実施するダブルマテリアリティプロセスがESRSを満たしているか判断するため手続を設計し実施しなければならない。

重要性ありと結論づけられた関連指標が全て審査対象であると想定すると、保証提供者にとって企業1社に対する関与の広さ・深さはかなり大がかりなものとなる。

会計監査法人に任せた方がよい？

■ 財務・非財務のコネクティビティ確保は重要。

- ✓ ただし財務監査、非財務保証それぞれに、顧客企業と取り交わした守秘義務範囲で顧客企業から提示される他方側の内容にて、対応可能。
- ✓ 今後は両者による双方向コミュニケーションも求められている。

■ 事務所品質要件

- ✓ 財務監査対応でこれまで構築してきた事務所品質要件は、非財務指標の第三者保証において求められる内容に合致あることは否定しないが、異なる要素や過重・過大な要素も大いにあるのではないか。
- ✓ まずはサステナビリティ全般の知識・経験値こそ、保証品質確保の大前提。

■ 企業において、たとえば経営企画室がサステナビリティ経営を(も)担うことの課題と同質の根っこがあると思う。私の持論をお伝えしたい。

あらためて、現在の公認会計士法

(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の業務)

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第一項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

(監査法人)

第三十四条の二の二 公認会計士（外国公認会計士を含む。以下この章から第五章の四まで及び第六章の二において同じ。）及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

2 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人について準用する。

第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を定めなければならない。この場合において、その社員になろうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。

有報非財務指標 会計監査法人以外での保証提供者 適用事例1/2

日東紡 有価証券報告書2024年3月期

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、気候変動への対応目標並びに、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

ただし、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異については、当社においては関連する指標のデータ管理とともに具体的な取組みが行われているものの、連結グループに属する全ての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、上記の指標に関する目標及び実績は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のものを記載しております。

| 指 標 | 目 標 | 実績 (当連結会計年度) |
|---------------------|--|--|
| CO ₂ 排出量 | 2030年度までにCO ₂ 排出量削減 ▲30% (2013年度比 Scope 1 + Scope 2) 2050年度カーボンニュートラル実現 | (注) 削減率： ▲19.7% CO ₂ 排出量： 28.0万トン (Scope 1 + Scope 2) |
| 管理職に占める女性労働者の割合 | 2030年度までに10.0% | (注) 6.6% |
| 男性労働者の育児休業取得率 | 取得率30.0%以上を維持 | (注) 73.9% |
| 労働者の男女の賃金の差異 | 2030年度までに全労働者の比較において、 女性賃金が男性賃金の80%以上 ※人事制度における男女の処遇差はありません。 | 78.3% |
| 従業員エンゲージメントスコア | 2030年度までに60.0% | 53.0% |

(注) 当連結会計年度の、CO₂排出量実績、管理職に占める女性労働者の割合実績、及び男性労働者の育児休業取得率実績については、独立第三者の保証を取得済みであります。独立第三者の保証報告書は当社ホームページに掲載しています。

(<https://www.nittobo.co.jp/sustainability/pdf/susa.pdf>)

(注) 当連結会計年度の、CO₂排出量実績、管理職に占める女性労働者の割合実績、及び男性労働者の育児休業取得率実績については、独立第三者の保証を取得済みであります。独立第三者の保証報告書は当社ホームページに掲載しています。

(<https://www.nittobo.co.jp/sustainability/pdf/susa.pdf>)

有報非財務指標 会計監査法人以外での保証提供者 適用事例2/2

日東紡
前頁のリンク先→



独立第三者の保証報告書

2024年6月13日

日東紡績株式会社
代表執行役社長 多田 弘行 殿

株式会社サステナビリティ会計事務所
代表取締役 福島隆史



1.目的

当社は、日東紡績株式会社（以下、「会社」という）からの委嘱に基づき、2023年度の会社及び国内外の連結子会社における、CO₂排出量（Scope1）140千t-CO₂、（Scope2、マーケット基準）140千t-CO₂、エネルギー消費量6.00百万GJ、会社単体における、女性管理職比率（2024年3月31日時点）6.6%、男性育児休業取得率（2023年度）73.9%、（以下「パフォーマンス指標」という）に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、パフォーマンス指標が、会社の定める算定方針に従って算定されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することにある。パフォーマンス指標は会社の責任のもとに算定されており、当社の責任は独立の立場から結論を表明することにある。

2.保証手続

当社は、国際保証業務基準 ISAE3000 ならびに ISAE3410 に準拠して本保証業務を実施した。当社の実施した保証手続の概要は以下のとおりである。

- ・算定方針について担当者への質問・算定方針の検討
- ・事業所往査
- ・算定方針に従ってパフォーマンス指標が算定されているか、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施

3.結論

当社が実施した保証手続の結果、パフォーマンス指標が会社の定める算定方針に従って算定されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

会社と当社との間に特別な利害関係はない。

以上

↑ 6月13日にScope3以外を対象に保証報告書を発行



独立第三者の保証報告書

2024年8月6日

日東紡績株式会社
代表執行役社長 多田 弘行 殿

株式会社サステナビリティ会計事務所
代表取締役 福島隆史



1.目的

当社は、日東紡績株式会社（以下、「会社」という）からの委嘱に基づき、2023年度の会社及び国内外の連結子会社における、CO₂排出量 Scope3（Category1,2,3,4,5,6,7計）180千t-CO₂ に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、CO₂排出量 Scope3 が、会社の定める算定方針に従って算定されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することにある。CO₂排出量 Scope3 は会社の責任のもとに算定されており、当社の責任は独立の立場から結論を表明することにある。

2.保証手続

当社は、国際保証業務基準 ISAE3000 ならびに ISAE3410 に準拠して本保証業務を実施した。当社の実施した保証手続の概要は以下のとおりである。

- ・算定方針について担当者への質問・算定方針の検討
- ・事業所往査
- ・算定方針に従って CO₂ 排出量 Scope3 が算定されているか、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施

3.結論

当社が実施した保証手続の結果、CO₂排出量 Scope3 が会社の定める算定方針に従って算定されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

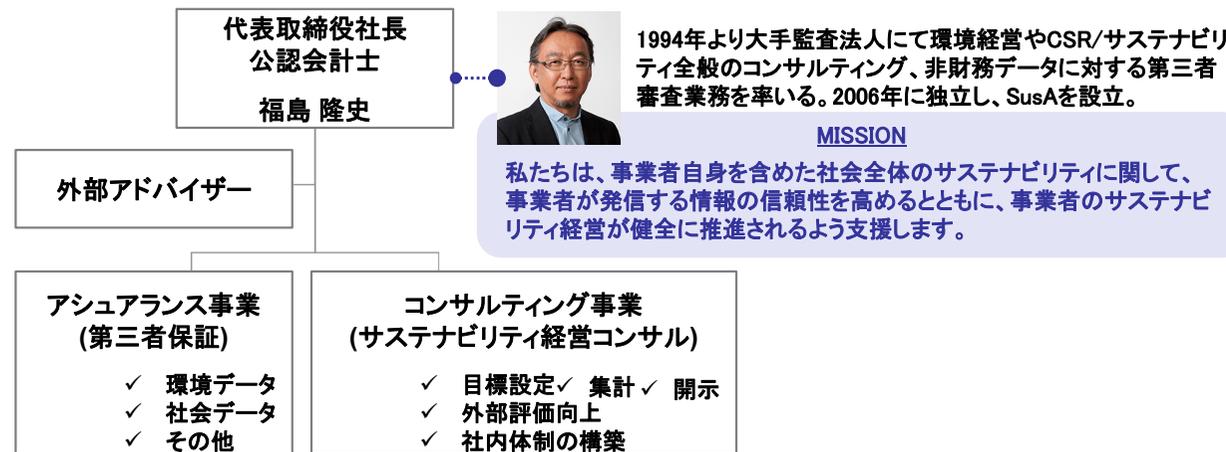
会社と当社との間に特別な利害関係はない。

以上

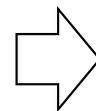
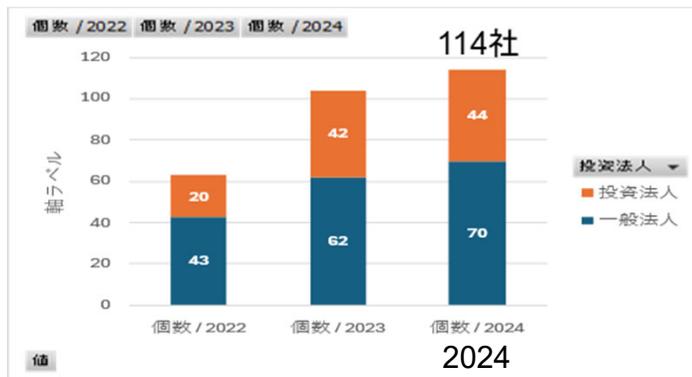
↑ 8月6日にScope3を対象に保証報告書を発行

弊サステナビリティ会計事務所として果たしたい、社会への貢献力

■ SusA組織体制



■ 第三者保証実績



現在も弊SusAへの問合せ多数、拡大中！

- 会計監査法人への委託別解として、サステナビリティ専門会社としてのSusA選択を提供していきたい。
- SusA所属メンバーは、確かな審査力とアドバイスカを日々研鑽し続けます。

SusA第三者保証 実績

✓ 以下、2024年1月時点で第三者保証報告書を開示している企業(五十音順)

| | | |
|------------------------|--------------------|---------------------|
| 朝日生命保険相互会社 | 住友理工株式会社 | 日本精工株式会社 |
| 株式会社アマダ | 千住金属工業株式会社 | 日本生命保険相互会社 |
| アンリツ株式会社 | 株式会社大気社 | 日本電信電話株式会社 |
| 石塚硝子株式会社 | 大樹生命保険株式会社 | 日本冶金工業株式会社 |
| 株式会社ウイルプラスホールディングス | 高砂熱学工業株式会社 | 野村不動産ホールディングス株式会社 |
| エネクラウド株式会社 | TANAKAホールディングス株式会社 | 東日本電信電話株式会社 |
| エクシオグループ株式会社 | 株式会社ダイセル | 株式会社フェローテックホールディングス |
| NTTアーバンソリューションズ株式会社 | 株式会社ダスキン | プラス株式会社 |
| NTTコミュニケーションズ株式会社 | 株式会社ディー・エム・シー | マクセル株式会社 |
| 株式会社NTTドコモ | ディップ株式会社 | 松田産業株式会社 |
| 株式会社エニグモ | 東亜建設工業株式会社 | 三菱マテリアル株式会社 |
| オイレス工業株式会社 | トーセイ株式会社 | 株式会社ミライト・ワン |
| 国分グループ本社株式会社 | 戸田建設株式会社 | 株式会社村田製作所 |
| コムシスホールディングス株式会社 | 西日本電信電話株式会社 | ヤマシンフィルタ株式会社 |
| 三機工業株式会社 | 西松建設株式会社 | 株式会社ヤマダホールディングス |
| シークス株式会社 | 株式会社日清製粉グループ本社 | 株式会社UACJ |
| 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー | 株式会社ニッスイ | UBE株式会社 |
| JFEホールディングス株式会社 | 日東紡績株式会社 | 株式会社ヨコオ |
| 住友生命保険相互会社 | 日本化薬株式会社 | リコーリース株式会社 |

サステナビリティ／CSR補講 webサイトご紹介

ID: susamovie
PASS: cloverpig

ID: susaspecial
PASS: mangookapi

お知らせ

- ✓ 「企業会計」2024年6月号
特集「サステナビリティ保証入門の入門」
「保証実務の現場から」
を掲載いただきました。
よろしければご一読ください。

- ✓ 次回のサステナビリティ
／CSR特講は・・・

November 11 令和7年 2025

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|------------|----|----|----|----|----|
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 |
| 2 | 3 文化の日 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 勤労感謝の日 | 24 振替休日 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |